

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和六年二月十六日付けで公告した令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、試験場を変更したので次のとおり公告します。

令和六年八月三十日

奈良県知事 山下 真

令和六年二月十六日付けで公告した令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の2の(2)中「右同」を「ホテルリガーレ春日野（奈良市法蓮町七五七―二）」に改める。